

「歯学教育に関する基準」における「評価のポイント」について

＜「評価のポイント」の作成経緯＞

歯学教育評価を実施するにあたり、評価基準として「歯学教育に関する基準」を定めました。同基準を用いて、歯学教育評価を実施するとともに、評価を申請する各歯科大学・歯学部は自らの取組みを点検し、評価する（自己点検・評価）こととなります。

その際に、より実質的な自己点検・評価を行えるよう、評価基準に関して歯科大学・歯学部における具体的な取組みをイメージするための手がかりとなるキーワードを示す必要があると考えました。

こうした経緯から、「歯学教育に関する基準」には含まれないものの、各歯科大学・歯学部の自己点検・評価活動を促進するための資料として「評価のポイント」を作成しました。各歯科大学・歯学部においては、以下の概要・留意点を参照し、「点検・評価報告書」の作成にあたって、根拠資料を伴った適切な説明を行うよう心掛けてください。

＜「評価のポイント」の概要＞

- ・「評価のポイント」は、「歯学教育に関する基準」における「評価の視点」に対応して作成しています。そのため、次頁からの資料では、便宜上、「歯学教育に関する基準」の「本文」「評価の視点」を示したうえで、「評価のポイント」を表示しています。
- ・「評価のポイント」は、作成経緯に鑑みて、各歯科大学・歯学部が自己点検・評価を実施し、その結果を報告書に取りまとめる際に、説明する必要がある最低限の事項を示しています。

＜自己点検・評価の際の留意点＞

- ・「評価のポイント」で示している事項は、「点検・評価報告書」の作成にあたり最低限必要な情報となります。従って、「評価のポイント」に示された事項のみを記述しても、それは当該歯科大学・歯学部の現状を説明するには十分ではありません。各歯科大学・歯学部においては、それぞれに教育活動等の工夫を行い、特色ある取組みを展開していますが、これらの活動については、各自の判断で自己点検・評価に加えていく必要があります。
- ・自己点検・評価の結果を報告書として執筆する際には、実証的な記述を心掛ける必要があります。そのためには、現在の取組みを単に列記するのではなく、論理的に説明すること、実際の教育活動等で使用している根拠資料を示すことが重要となります。各歯科大学・歯学部によって資料は異なりますので、「評価のポイント」を参考に適した根拠資料を提示してください。

1 使命・目的

歯科医師は、「歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保する」(歯科医師法第1条)という責務を負っている。学士課程における歯学教育(以下「歯学教育(学士課程)」という。)は、こうした社会からの負託はもとより、国際的動向や社会的変化を踏まえながら、発展し続ける歯科医学の中で必要な知識及び問題対応能力を身に付けるとともに、臨床技能を研鑽し、患者及びその家族等との良好な関係を築くためのコミュニケーション能力を有し、多様化する国民のニーズに対応しうる良質で安全な医療を提供できる歯科医師を養成するという基本的な使命を担っている。また、他の医療分野と連携したチーム医療を実践し、医学・医療の発展のための学術・研究活動に携わるとともに、生涯にわたって学び続け、新生児から超高齢者を含め全ての世代の口腔保健活動を通じて地域社会・国際社会に貢献する歯科医師の養成にも配慮する必要がある。

このような基本的な使命のもと、各歯科大学・歯学部にあつては、当該大学の理念・目的を踏まえながら、それぞれ独自に歯学教育(学士課程)の目的を策定し、養成すべき人材像を明らかにすることが求められる。また、こうした目的は、教職員及び学生のみならず、広く社会一般に対しても周知を図ることが必要である。そして、上記のような使命に鑑みれば、各歯科大学・歯学部においては、歯学教育(学士課程)の目的の適切性を絶えず検証し、時代に相応しい内容となるよう変更を加えていくべきである。

○ 評価の視点

項目	評価の視点		評価のポイント
使命・目的	1-1	歯学教育(学士課程)が担う基本的使命及び当該歯学教育(学士課程)を設置する大学の理念・目的を踏まえ、養成すべき人材像を明らかにした歯学教育(学士課程)の目的を設定していること。	<ul style="list-style-type: none">• 歯学教育(学士課程)の目的の明確性と適切性• 目的における個性化と多様性の視点• 設置する大学の理念・目的との関連性
	1-2	歯学教育(学士課程)の目的を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。	<ul style="list-style-type: none">• 目的の周知・公表方法• 周知活動の効果の把握

<p>目的の検証</p>	<p>1-3</p>	<p>歯学教育（学士課程）の目的の適切性について定期的に検証を行っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 目的の適切性の検証 • 検証の結果に基づく具体的な改善事例
--------------	------------	---	--

2 教育の内容・方法・成果

各歯科大学・歯学部は、歯学教育（学士課程）に課せられた基本的な使命、そして各自の目的に適った教育課程を編成・実施することが必要である。この作業に先立っては、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、これを踏まえた教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定することが求められる。また、これらの方針については、教職員及び学生、そして広く社会一般に対しても周知を図ることが肝要である。

つぎに、教育課程の編成・実施にあたっては、上記の方針に従うとともに、学士課程教育として、社会の変化に対応できる知識・技能を養成し、幅広く深い知識・教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目を配置することや、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含することが求められる。また、教育課程の実施に際しては、授業科目に応じた適切な授業形態・方法を用いること、必要とされる施設・設備や支援体制を適切に整備することも必要となる。

一方、歯学教育（学士課程）が多様な患者のニーズに配慮した歯科医師を養成するためには、診療参加型臨床実習を行う必要がある。同実習を実施するためには、管理運営を行うための体制や環境を整備するとともに、卒業後に適切な医療的責務を果たせるように十分な知識・技能・態度を修得させることができる内容としなければならない。

このような教育課程の水準を維持するためには、各科目において修得すべき知識・技能・態度を明らかにしたうえで、成績評価の基準・方法を設定し、あらかじめ学生に明示することが求められる。また、実際の成績評価は、基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施しなければならず、学生からの問い合わせ等に対応するための仕組みを導入しておくことも必要である。さらに、系統的・段階的な学習を実現するために進級判定基準を設定・明示し、これを適切に運用すべきである。

最後に、歯学教育（学士課程）においては、学位授与方針に基づき公正かつ厳格な卒業認定を行うことが求められる。また、学生の学習成果、卒業者の進路状況等を把握・分析し、もって教育上の成果を検証するとともに、その結果を教育内容・方法の改善に活用することも肝要である。

○ 評価の視点

項目	評価の視点		評価のポイント
学位授与方針及び教育課程の編成・実	2-1	歯学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を明示した学位授与方針を策定していること。ま	<ul style="list-style-type: none"> • 学位授与方針の策定 • 学位授与方針における修得すべき知識・技能・態度など（臨床能力を含む）期待する学習成果の明示 • 教育課程の編成・実施方針の策定

施方針		た、これを踏まえて教育課程の編成・実施方針を策定していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 歯学教育（学士課程）の目的と学位授与方針の整合性 • 学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の整合性
	2-2	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の周知・公表方法 • 周知活動の効果の把握
教育課程の編成・実施	2-3	<p>教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、歯科医師として求められる基本的な知識・技能を養成するための教育課程を体系的に編成し実施していること。</p> <p>(1) 社会の変化に対応できる知識・技能を養成し、学士課程教育として、幅広く深い知識・教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目を適切に配置していること。</p> <p>(2) 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 教育課程の編成・実施方針に沿った適切な授業科目の体系的な配置 • カリキュラムマップの策定 • 準備教育の充実 • 独自の教育カリキュラムの編成とその適切性 • 医療人育成に向けた各大学の特色ある講義・実習 • 医療倫理学、プロフェSSIONナリズム、医療コミュニケーション等の「モデル・コア・カリキュラム」と「アドバンスド・カリキュラム」のバランスに配慮した組合せ • 研究者の養成、グローバル人材の育成に配慮した教育課程の編成 • 学生のキャリアパスに応じた教育課程の編成
	2-4	教育課程を実施するにあたって、適切な授業形態や方法が用いられていること。	<ul style="list-style-type: none"> • アクティブラーニング講義、少人数グループ教育、問題基盤型あるいは症例基盤型学習（臨床推論）、相互学習、体験学習、実験、臨床見学、臨床技能教育（シミュレーション教育）、臨床実習、地域実地経験、遠隔授業やWEBを活用した学習、研究室配属、学会等での

			研究発表など、多彩な教育方法の実施
	2-5	授業の目的及び到達目標が明示されたシラバスを作成し、それに基づいた授業を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> • 時間割の明示 • 適切な内容で構成されたシラバスの整備及び明示 • 授業内容とシラバスとの整合性の確保
	2-6	歯学教育の実施に必要な教育施設・設備、支援体制が適切に整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> • 講義室、実習室、スキルスラボ、図書館（図書室）等の歯学教育に必要な施設・設備の整備 • 談話室、自習室、コンピュータ室等の学生の自学自習に必要な施設・設備の整備 • 履修指導、予習・復習等の相談・支援 • 成績不振者への指導体制 • 歯学教育（学士課程）が行う経済的支援制度 • 歯学教育（学士課程）が行う進路選択・キャリア形成に関する相談・支援
臨床実習体制	2-7	診療参加型臨床実習の管理運営体制が整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> • 臨床実習の管理運営体制
	2-8	診療参加型臨床実習の指導歯科医の条件が明示され、十分な教員数が配置されていること。	<ul style="list-style-type: none"> • 診療参加型臨床実習を行うために必要な指導歯科医数、臨床教授数の設定 • 診療参加型臨床実習の指導歯科医の資質や要件（例えば、臨床経験年数、専門学会の専門医、認定医の資格、指導歯科医講習会受講の有無、共用試験の評価者資格など）の明確化
	2-9	患者に臨床実習の意義が説明され、患者の同意が確認されている	<ul style="list-style-type: none"> • 患者への説明 • 患者の同意書の取得

		こと。	
	2-10	臨床実習に必要な施設・設備を整備していること。	<ul style="list-style-type: none"> 臨床実習用歯科ユニット、臨床実習用技工室、シミュレーター室等の臨床実習に必要な施設・設備の整備
臨床能力向上のための教育	2-11	臨床実習開始前に学生の知識・技能・態度の評価を行い、診療参加型臨床実習を行う学生の質の担保を図っていること。	<ul style="list-style-type: none"> 臨床実習開始前に達成すべき基本的態度・知識・技能の到達目標の設定とその評価 臨床実習開始前の共用試験の利用方法 共用試験の成績の把握
	2-12	患者の安全に配慮しつつ、臨床能力の向上のための教育カリキュラムを整備していること。	<ul style="list-style-type: none"> 臨床実習用シラバスの整備及び明示 臨床実習の内容 臨床実習の形態（固定実習型、ローテイト実習型、ハイブリッド型など）
	2-13	診療参加型臨床実習に十分な実習時間を定め、実践していること。	<ul style="list-style-type: none"> 学生1人あたりの担当患者数や自験数、介助数、見学数等に配慮した実習時間の設定・実施 自験、介助、見学等と補完実習の割合に配慮した補完教育の実施
	2-14	卒業時の臨床能力が明示され、診療参加型臨床実習において修得した能力を評価するシステムを有し、臨床能力を担保していること。	<ul style="list-style-type: none"> 臨床実習用シラバスに記載された成績評価の基準・方法 臨床実習終了後の評価方法 Post-CC PX の利用方法と成績の把握 臨床研修との連続性に配慮したミニマムリクワイヤメントの設定・評価、
	2-15	診療参加型臨床実習に際して、医療事故防止、感染対策等に関する医療安全教育が行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> 学生に対する医療安全教育に関する講義、セミナーの実施とその時期 診療参加型臨床実習に関するマニュアルの整備

			<ul style="list-style-type: none"> •実習に際しての学生の保険加入状況
成績評価・卒業認定	2-16	成績評価の基準・方法を適切に設定し、あらかじめ学生に明示していること。	<ul style="list-style-type: none"> •シラバスや学部要覧等における成績評価基準・方法の明示
	2-17	設定された成績評価の基準・方法により、成績評価を公正かつ厳格に実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> •成績の告知方法 •臨床基礎実習等を含む成績評価 •GPAの活用
	2-18	進級判定基準を設定・明示し、適切な評価・判定を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> •進級判定基準の内容と周知方法 •進級判定のプロセス •関連委員会・教授会における進級判定の実績 •留年者及び退学者等の状況
	2-19	成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。	<ul style="list-style-type: none"> •学生への成績評価の開示 •学生からの成績評価に対する申立制度の整備、周知、運用
	2-20	学位授与方針に基づき、公正かつ厳格な卒業認定を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> •修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を踏まえた卒業認定の基準の明示 •卒業認定の手續・方法の明示 •卒業認定における公平性・厳格性の担保
教育成果の検証	2-21	学生の学習成果、卒業者の進路状況等を把握・分析し、教育上の成果を検証していること。	<ul style="list-style-type: none"> •学生の学習成果(修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果の達成状況)の把握・分析 •卒業生の進路及び活動状況(例えば、国家試験合格状況及び臨床研修マッチング状況、アンマッチ

			率、大学院進学状況など)の把握・分析 ・把握・分析結果を踏まえた教育成果の検証
	2-22	検証した結果を教育内容・方法の改善に活用していること。	・検証結果を活用した教育内容・方法の改善事例

3 学生の受け入れ

各歯科大学・歯学部は、歯学教育（学士課程）に課せられた基本的な使命を果たし、それぞれの目的を達成するために、優れた能力を有する学生を受け入れることが求められる。そのためには、まずもって明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、これに基づく選抜方法・手続等を適切に設定するとともに、こうした情報を事前に公表することが必要である。さらに、入学者選抜は、責任ある体制のもと、適切かつ公正に実施しなければならない。そして、適切な学習環境を実現するという観点からは、適正な定員管理も重要である。

○ 評価の視点

項目	評価の視点		評価のポイント
学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施	3-1	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。	<ul style="list-style-type: none"> • 学生の受け入れ方針の策定 • 学生の受け入れ方針における求める学生像、入学者に求める水準等の判定方法の明示
	3-2	学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を的確かつ客観的に評価するための選抜方法・手続等を設定していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 学生募集方法と入学者選抜方法の適切性 • 多様な人材に修学の機会を与える視点 • 入学者選抜における入学者の学力の担保
	3-3	学生の受け入れ方針や選抜方法・手続等をあらかじめ公表していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 学生の受け入れ方針及び選抜方法・手続の募集要項やホームページ、説明会等を通じた公表方法
	3-4	入学者選抜を責任ある実施体制のもとで、適切かつ公正に実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 入学者選抜の組織体制 • 入学者選抜の手続の明確化 • 入学者選抜の公正性を確保するための仕組み
定員管理	3-5	入学定員（募集人員）に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 以下の比率や動向を注視した適正な定員管理 ↳ 入学定員（募集人員）に対する入

		と。	<p>学者数比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 収容定員に対する在籍学生数比率 ▶ 志願倍率と実質競争倍率の乖離
--	--	----	--

4 教員・教員組織

各歯科大学・歯学部にあつては、歯学教育（学士課程）に課せられた基本的な使命と、それぞれの目的とに鑑み、教員組織の編制方針を策定し、これに基づき適切な教員組織を編制しなければならない。具体的には、教員組織は教育研究活動に照らして適正な規模としたうえで、個々の教員も適切に配置することが必要である。また、教育研究活動の水準を維持するという観点からは、優れた資質、特に高度な研究能力を有する者を適切に任用する必要がある、ゆえに教員の募集・採用・昇任を適切に行うことも求められる。さらに、教員の資質向上を図るための体制を整備し、組織的な研究及び研修を定期的実施するとともに、その効果を評価することが肝要である。そして、専任教員に関しては、授業科目の担当に留まらないさまざまな役割を担っていることから、諸活動の状況を適切に評価していくことが望ましい。

○ 評価の視点

項目	評価の視点		評価のポイント
教員組織の編制	4-1	教員組織の編制方針を策定していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 教員組織の編制方針の策定 • 教員に求める能力・資質の設定（選考基準） • 教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的な設計（デザイン）
	4-2	教員組織の編制方針に基づき、教育研究活動の実施に必要な教員を配置していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 教員組織の編制方針に沿った教員組織の編制 • 教授、准教授、講師、助教の比率と適切な配置 • 診療参加型臨床実習に必要な資質・要件を持つ教員の配置
	4-3	学生数に対する専任教員の比率が適切であること。	<ul style="list-style-type: none"> • 学生数に対する専任教員の比率を踏まえた教育環境の適切性
	4-4	持続可能性や多様性（性別、国籍等）に配慮して教員が適切に構成されていること。	<ul style="list-style-type: none"> • 女性教員、外国人教員の比率に配慮した教員組織の編制
	4-5	歯学研究を遂行し、将来の歯学研	<ul style="list-style-type: none"> • 研究に対する歯科大学・歯学部の考

		究を担う人材育成のため高い研究力を有していること。	え方（方針） <ul style="list-style-type: none"> • 組織としての競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を含む） • 組織としての研究に対する第三者からの評価
	4-6	教員の募集・採用・昇任を適切に行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> • 教員の任用に関する規程の整備 • 教員人事の事務における透明性と適切性の担保 • 公募制、任期制等の教員組織を活性化させる仕組みの導入
教員の資質向上等	4-7	教員の資質向上を図るための体制を整備していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 教育内容・方法等の改善を目的とした教員の研修及び研究（FD）を組織的に行う体制 ※大学運営に係る教職員に対する研修（SD）などの仕組みを含む
	4-8	教員の資質向上を図るために、組織的な研修及び研究を定期的に実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 上記FD（SDを含む）に関する活動の実績
	4-9	専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 教員個人による教育研究活動等に対する自己点検・評価の実施 • 教員個人による教育研究活動等の自己点検・評価結果の公表 • 教員の教育研究活動評価システムの構築・実施

5 自己点検・評価

各大学は自らの教育の質を保証するため、内部質保証システムを構築し、機能させることが求められている。内部質保証システムを機能させるためには、全学的にこれを推進する組織と学部・研究科等の各部局におけるPDCAサイクルが有機的に連関することが肝要である。こうした点を踏まえ、各歯科大学・歯学部にあつては、歯学教育（学士課程）に課せられた基本的な使命、これを踏まえて策定される各自の目的を達成するために、教育研究活動を不断に自己点検・評価することが必要であるとともに、学外の有識者による第三者評価を受けることも重要である。そして、こうした評価の結果は、広く社会に公表するとともに、自身の教育研究活動の改善・向上に結びつけていくことが望ましい。

○ 評価の視点

項目	評価の視点		評価のポイント
自己点検・評価	5-1	組織的な自己点検・評価に関する体制を整備していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価のための体制構築 ・歯学教育（学士課程）の質保証の仕組みと全学的な質保証の仕組みの有機的な連関
	5-2	教育研究活動について組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の教育研究活動評価を踏まえた組織的な自己点検・評価の実施 ・定期的な自己点検・評価の実施
	5-3	学外の有識者による第三者評価を受けていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・機関別認証評価や法人評価等の第三者評価の申請と評価結果の受領
	5-4	自己点検・評価及び第三者評価の結果を公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的な自己点検・評価結果の公表 ・説明責任を果たすための情報公開における工夫
結果に基づく教育研究活動の改善・向上	5-5	自己点検・評価及び第三者評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつけていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価及び第三者評価の結果に基づく改善・向上を図るための計画の策定 ・改善・向上を図るための計画の実行及び具体的な改善事例